

財産区の手引き

枚方市 総務部 財産活用課

目 次

	頁
1 財産区について	2
2 財産区制度の沿革	4
3 財産区の権能	7
4 財産区の機関	8
5 財産区の運営	9
6 財産区管理会について	1 1
7 枚方市財産区管理会条例	1 2
8 枚方市財産区議会設置条例	1 5
参考 1 市制町村制	1 7
〃 2 市制町村制理由	1 7
〃 3 町村制改正法令	1 8
〃 4 (旧) 町村合併促進法	1 8
〃 5 地方自治法	1 8
〃 6 地方自治法施行令	2 1
〃 7 市制町村制施行前、施行当時の行政区画図	2 2

1 財 産 区 に つ い て

(1) 財産区の意義

財産区という用語は、地方自治法において初めて使用されたものであるが、この制度が法上明記されたのは明治22年に施行された市制町村制であった。

財産区に関するかぎり、明治22年の市制町村制と現行の地方自治法とは、従来の市制町村制において市町村の一部が財産を有する場合、明確に財産区という名称でこれを呼ぶという定義を欠いていた点を除いてほとんど内容に変化がない。すなわち、市制町村制、地方自治法を通じ財産区とは、市町村の一部が財産とか公の施設(旧営造物)を有するものにはかわりない。

具体的には、市町村内の行政区画である「町」とか「大字」とかいわれる地区が、財産(山林、溜池、井溝、墓地など)を所有しているものをいうことになる。

もともと、市町村内における行政区画は、市町村のように法人格を持たないから、通常は行為能力がなく権利義務の主体となれないものである。

しかし、この区域が上記のように財産とか公の施設を有している場合にかぎって、それらの管理および処分または廃止についてのみ市町村とは別の法人として行為能力を有することとなる。

財産区は、昭和22年制定の地方自治法で、その名称とともに、特別地方公共団体であることが明文化され、さらに、昭和29年の地方自治法の改正で、市町村合併による財産区新設の制度とともに、財産区管理会の創設、財産区と市町村との一体性を損なわないための調整措置などの6か条の規定が加えられた。

したがって、財産区とは、市町村の一部の地域と財産と住民とを構成要素とする公法人である。

(2) 財産区の種類

財産区は、その成立時期を標準として、いわゆる旧財産区と新財産区に分けられる。

ア 旧財産区(市制町村制施行以前からのもの)

市制町村制施行以前から一定の地区(旧町村)が所有していた財産をもって財産区となったものである。

明治22年新たに近代的地方行政(自治)制度として、市制町村制を施行するにあたり、全国的に町村の大合併が行われた。

すなわち、当時全国に約7万存在していた町村が、この合併によって

約1万5千ほどに減少し、旧町村は新町村の単なる行政区画（大字）となった。

この合併の際、従来から旧町村が有していた特定の財産などのうちで、新町村に統合されなかったものについて従来から旧町村が有していた権限を限度として、旧町村の区域を「市町村の一部」として法人格を認めたものである。

枚方市では市制町村制施行前の旧村は37ヶ村あり、その多くに旧財産区がある。

イ 新財産区（市制町村制施行以後のもの）

市制町村制施行以後に市町村の廃置分合または境界変更が行われた場合に、その旧市町村の区域に存する財産などの管理処分権限を旧市町村に所属させ「市町村の一部」として法人格を認めたものである。

枚方市では、昭和15年11月15日に氷室村、津田村、菅原村の3か村が合併し、津田町が設置された際、氷室財産区、津田財産区、菅原財産区が設置され、津田町が昭和30年10月15日に枚方市に合併された後現在に至っている。3財産区とも議決機関として財産区議会が設けられたが、令和2年度末をもって菅原財産区議会が廃止され、財産区管理会へと移行している。

2 財産区制度の沿革

財産区の法的な沿革については1において述べたが、財産区財産の性格を知るためには、徳川時代までさかのぼらなければならない。そこで、以下財産区財産の発生経過をみる。

(1) 徳川時代の村

徳川時代の村は、自治体を構成し、独自の機関として庄屋、村役人、村寄合を有していた。

村は、租税の上納や布達・禁制類の伝達など統治機関の最下級単位としての行政村的側面と、内部規律に基づく農業用水と入会林野の共同使用による生活共同体としての自然村的側面を有していた。

このように、徳川時代の村は、それ自体単一体として独立の人格を有するものであり、この村は単に村民何某などの自然人の一団にとどまらず、村の構成(員である村民の増減にかかわらず永続的に存在する団体である。

(2) 徳川時代の村の財産

村の財産の中には、動産や建物などもあったが、重要な財産は水利権と入会林野であった。

当時の農村は、水と山の使用を中心として村民が強く結ばれた生活共同体(自然村)であったといえる。

入会林野は、村民が村の規制に従って、肥料、飼料用の草の採取等の農業経営、生活用品としての燃料用雑木、建築用材など共同的に使用収益され、農民の自給自足的な日常生活を継続させるうえに重要な財産であった。

そして、地方の慣習によって若干の差はあろうが、ほとんどの場合、村民は村の住民であるか、あるいは村内に財産を有するかの資格においてこの入会林野の使用収益権能を有し、その資格を失ったときにその権利をも失った。

徳川時代において、このような村民によって、共同的に使用収益されていた財産が、現在の財産区財産の母体となっているのである。

(3) 明治維新から市制町村制までの村

明治政府の行った地方行政制度の改革は、明治4年の戸籍法による区・戸長・副戸長の設置、明治7年の大区小区制、明治11年の郡区町村編成法における旧来の郡と町村の復活という複雑な変遷の経過を経て、すでに述べたとおり、市制町村制の施行される前年である明治21年に、全国的に町村の大合併が行われた。

これは、旧来の村が70～100戸で構成されていたため財政的にはきわめ

て弱小であり、この町村では、国家統治機関の最下級単位として公共事務を遂行するだけの財政的基盤を有していなかったため、町村合併によりこれの解決を図ったものである。

この合併は、旧村の有していた行政村的側面と自然村的側面のすべてが、新町村に引き継がれたものではなく、行政村的な機能が新町村に引き継がれ、自然村的な面はそのまま旧村に残り、単なる行政区画いわゆる新町村の一部（大字）となったものである。

この町村合併の際、住民感情等もあって、旧町村の財産をあげて新町村へ移すことができず、わずかに行政財産（役場、学校、病舎、消防設備等）のみ統合し、旧来から住民により直接利用されていた山林、原野、集会場、用水設備、共同井戸、墓地、遊園地等は旧町村に残置せざるを得なかったのである。

このように市制町村制の実施にともなって群小の町村を合併して新町村ができたが、その際旧町村の有していた財産、公の施設を新町村へ統合しないで、そのまま旧町村へ残すことについて、この財産、公の施設の権利主体を財産区（当時「市町村内の一部」または「市町村内の区」と呼んだ。）としたのである。

（4）明治維新以降の村持財産

旧村持財産のうち主なものは、村持ち入会林野と農業水利権であったことはすでに述べたが、このうち農業水利権は旧村単位で管理されたことと、山林と違って収益財産ではなかったため、新町村財産への統合も行われなかったため、明治維新以後現在まで大きな変化もなしに受け継がれてきている。

入会林野は、土地の官民所有区分や町村の基本財産への統合などが行なわれたためかなり大きな変化を遂げた。

明治政府は、明治5年地所永代売買禁制の解除を行うとともに「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」によって地券を発行し、土地所有権者の確定を図った。

当初は、土地が売買されたとき地券を受けないと買主に所有権がないとされていたため売買された土地だけに地券が交付された。

次いで明治5年7月から売買に関係なく従来から所有している土地にも地券が下付された。

地券制度は、新税制である地租改正のために早急に行われたことと、当時は近代的な所有権の確立していないときであり、人々の権利意識も薄く、また権利を立証する根拠も薄弱であったためにかなりずさんな取り扱いがなされていた。

この地券受領の際、同じ村持ちの土地でも地券交付がずさんであったため、申請名義の相違によって後の財産の取り扱いに大きな差異が生じた。

これを例示すると

- ① 村民全体の記名共有としたもの
- ② 村の代表者名にしたもの（庄屋、名主等）
- ③ 村の名義によるもの（共有地、大字〇〇、一村総持、一村共有、村民共有、共有等）

と表示された。

このため同じ村持ちの財産であっても、この名義の相違によって後には、当初と全く性質の異なる財産として取り扱われるようになったのである。

すなわち、①は個人の共有財産、②は全くの個人財産、③は財産区財産となっているものが多い。

このように申請名義が一定しないのは、村持ちの財産が本来村民の共同的使用収益財産であり、交換価値を主とする財産ではなかったため、使用収益に影響がないかぎり、名義については村民自身も無関心であったためであろう。

そして、地券制度が不動産登記制度へと引き継がれ、この名義が現在の不動産登記簿に記載されている。

3 財 産 区 の 権 能

財産区は、特別地方公共団体であり市町村と同じく法人格を有するが、市町村のように広汎な事務を処理する権能を有するものではなく、財産の管理または処分もしくは公の施設の廃止についてのみ行為能力を有する特殊な公法人である。

本来は、合併前の市町村の財産または公の施設は新市町村に引き継がれるべきものであるが、これらの財産を例外的に旧地区に残したものが財産区であり、この制度の趣旨は、地区住民が従来から有する特別の権利を保護するということであり、市町村内の大字等の一地区が市町村と対立する別個の地域団体となることを目的とするものではない。

これらの財産区制度の沿革から見て、財産区は旧来の権利の保全という消極的な行為能力を有するにとどまり、新たな財産の取得などいわゆる積極的な行為はその権能とされていない。

4 財 産 区 の 機 関

財産区は、特別地方公共団体であり市町村とは人格を異にするが、原則として固有の機関を有しない。

すなわち、執行機関は市町村長であり議決機関は市町村議会であり、例外的に財産区議会、管理会が設置されている。

(1) 執行機関

市町村長（財産区管理者）

地方自治法第 294 条第 1 項により、財産区財産または公の施設の管理および処分または廃止については、市町村の財産または公の施設の管理および処分または廃止に関する規定によるとされている。市町村において、これらの事務を執行する者は市町村長であるから、財産区に関するこれらの事務はすべて財産区所在の市町村長が執行しなければならないので、通常市町村長を財産区管理者といわれている。

なお、市町村長が財産管理の事務の全部または一部を財産区管理会または管理委員に委任した場合は、当該委任した範囲でこれらが財産区の執行機関となる。

(2) 議決機関

財産区議会

知事が必要と認めた場合には、財産区に条例で財産区議会を設置することができる。

財産区に議会が設置されれば、財産区議会は財産の固有の議決機関となり財産区に関する財産区所在市町村議会の権限はすべて財産区議会に移るので財産区議会は、財産区の権能に属するもの、すなわち財産区財産および公の施設の管理および処分または廃止に関する事項については、市町村議会が有すると全く同様の権能を有する。

(3) 財産区管理会

財産区の財産または公の施設の管理処分に関し、その執行にあたり当該財産区の住民の意思を反映させるため、財産区の属する市町村の議決を経て条例で管理会を設置することができる。

なお、管理会は、財産区の財産または公の施設の管理処分について、市町村長が執行するについてその同意を与える。したがって、管理会の同意が得られないかぎり市町村議会の議決があっても、その執行は無効である。

5 財 産 区 の 運 営

(1) 財産区運営の基本原則

財産区は、その財産または公の施設の管理および処分または廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村の一体性をそこなわないように努めなければならない。

財産区は、一定の地区を基礎とする法人が財産を所有しているものであるから、受益の範囲は本来財産を有する特定の地区（大字）である。しかし、財産区は市町村内の一地区として包括されるものであり、市町村の中に独立の地域団体をつくることは住民間に対立意識を生じさせるなど好ましくなく、財産区の運営は市町村の行政の一環として一体性を保持するように努めなければならない。

(2) 財産区財産の管理処分の原則

財産区財産または公の施設の管理および処分または廃止については、市町村のそれに関する規定によるとされているので、財産区財産であれば地区だけで自由に売却処分や貸付を行うことはできない。

したがって財産区は、その財産または公の施設を処分しようとするときは当該処分が財産区管理会の同意事項に該当する場合はその同意、さらに当該処分が財産区の属する市町村の財産および公の施設に関する条例、議会の議決を経るべき契約に関する条例等市町村の議会の議決事項とされている場合は、その議決を経なければならない。

(3) 財 務

財産区の財務は、市町村の会計の中で処理され、会計はすべて市町村の予算を通じて行われるが、市町村の会計とは分別され、独自のものとされている。

財産区の予算は、長が議会の議決を経て執行され、決算については毎会計年度会計管理者が調整し、監査委員による意見を付して議会の認定に付さなければならない。財産区の財産または公の施設に関し特に要する費用は、財産区の負担とすることとなっている。特に要する費用とは、財産区に議会や管理会を設置している場合に、これに要する経費、財産の補修または改良等に要する経費、財産区のために行う訴訟費用などである。

また財産区財産から生ずる収入のすべてを市町村の一般会計に繰入れることもできるが、大阪府下の市町村では、財産処分の場合処分金の2～3割を市の一般会計に繰り入れている。

(4) 知事の監督権

知事は、財産区の事務処理について必要があるときは、市町村長に報告をさせ若しくは資料の提出を求めまたは監督することができ、財産区の事務に関し、市町村長若しくは議会、財産区議会若しくは総会または管理会の相互の間に紛争があるときは、当事者の申請に基づきまたは職権によりこれを裁定することができる。

(5) 財産区財産の活用

財産区財産は、地区住民と市町村全体の福祉をともに増進させるような活用が図られるべきであり、市町村の行政の中で積極的に活用することが必要である。したがって、本来の目的に使用する必要がなくなった溜池等については、無計画に処分するというのではなく、一定の方針を定め公共用地に転用していくことが必要である。

6 財産区管理会について

(1) 管理会設置の理由

財産区は、旧町村を合併して新町村を設ける際、合併前の旧町村の財産（山林、溜池、井溝、墓地など）を新町村へ移さず、そのまま旧町村が所有している状態を財産区というのは前述のとおりである。財産区は、法律上認められた特別地方公共団体であるので、これら財産区の管理運営については、財産区住民の意思を尊重しつつ、市との一体性をそこなわないように、①財産区議会または総会、財産区管理会などを設置して財産区を管理運営する方法と、②こういった機関を設置せず財産区を包含する地方公共団体の長および議会が、これらに代わって管理運営する方法とがある。

本市には、新財産区である3つの財産区のほかに、旧財産区としては、市制町村制施行前の旧村が37か村あり、その多くに財産区がある。

この旧財産区の管理・運営は、当初上記②の方法でなされていたが、事実上は地区の代表者によって行われ、管理の内容や方法などは各財産区により異なっており、時には紛争を起こす原因となっていた。

このようなこともあり、昭和62年4月からの「枚方市区長制度」の廃止を契機に、「財産区管理会」という法律上の機関を設け、財産区財産の管理運営を行っている。

(2) 管理会の意義目的

管理会は、財産区の運営にその住民の意思を反映させ、その住民の福祉を増進することを目的として設けられるものである。

(3) 管理会の性格

管理会は、財産区の運営について同意を行うことが主な任務であり、この同意はその住民の意向を十分に反映させることを目的としているから、そのかぎりにおいては「議決機関」といえる。

また、特定のことについては、市長の委任の範囲において執行権限を有することになるので「執行機関」としての性格も持っている。

(4) 管理会の組織及び委員（地方自治法第296条の2）

管理会は、委員7人以内を持って組織し、これら委員は非常勤で特別職の地方公務員となる。また、委員の任期は、4年となっている。

7 枚方市財産区管理会条例（昭和 62 年 3 月 20 日条例第 11 号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 296 条の 2 第 1 項及び第 296 条の 4 第 1 項の規定に基づき、財産区管理会（以下「管理会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置及び組織）

第2条 別表に掲げる財産区に管理会を置く。

2 財産区管理委員（以下「委員」という。）の定数は、別表に掲げるとおりとする。

（委員の任命）

第3条 委員は、当該財産区の区域内に引き続き 3 月以上住所を有するもので、枚方市議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有するもの」という。）のうちから市長が任命する。

2 前項の規定は、委員が欠けた場合における後任者の任命について準用する。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（失職及び資格決定）

第4条 委員が被選挙権を有する者でなくなったときは、その職を失う。

2 前項の被選挙権の有無は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 11 条又は第 252 条の規定に該当する場合を除くほか、出席委員の 3 分の 2 以上の多数により決する。

3 前項の場合において、管理会が委員を失職させようとするときは、あらかじめ本人の弁明を聴かなければならない。ただし、本人が弁明をしようとしないうとき、又は被選挙権を有しないことが明らかであるときは、この限りでない。

（会長及び副会長）

第5条 管理会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、管理会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職を行う。

（招集）

第6条 管理会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 3人以上の委員から管理会の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 招集は、開会の日前7日までに会議に付すべき事件を示して、これを委員に通知することにより行うものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(会議)

第7条 会長は、管理会の会議の議長となる。

- 2 管理会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、管理会の同意を得たときは、会議に出席し発言することができる。
- 4 管理会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(管理会の同意を要する事項)

第8条 財産区の財産の管理又は処分で管理会の同意を要するものは、次のとおりとする。ただし、あらかじめ管理会の同意を得た軽易な事項については、この限りではない。

- (1) 財産の維持・保全に関すること。
- (2) 財産の全部又は一部の処分及び交換に関すること。
- (3) 財産の貸付けに関すること。
- (4) 収入及び支出に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、管理会の議事運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附則 [昭和62年12月19日条例第32号]

この条例は、公布の日から施行する。

附則 [平成22年3月11日条例第6号]

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔令和 3 年 3 月 15 日条例第 6 号抄〕
この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

一部改正〔昭和 62 年条例第 32 号・平成 22 年条例第 6 号・令和 3 年条例
第 6 号〕

管理会を設置する財産区	委員の定数
枚方市岡・岡新町財産区	5 人
枚方市枚方財産区	6 人
枚方市伊加賀財産区	7 人
枚方市田宮財産区	6 人
枚方市走谷財産区	7 人
枚方市中振財産区	7 人
枚方市出口財産区	5 人
枚方市山之上財産区	7 人
枚方市茄子作財産区	7 人
枚方市禁野財産区	6 人
枚方市渚財産区	7 人
枚方市小倉財産区	7 人
枚方市阪財産区	7 人
枚方市宇山財産区	6 人
枚方市上島財産区	7 人
枚方市招提財産区	7 人
枚方市船橋財産区	7 人
枚方市楠葉財産区	7 人
枚方市津田財産区	7 人
枚方市春日財産区	7 人
枚方市野財産区	7 人
枚方市長尾財産区	7 人
枚方市藤阪財産区	7 人
枚方市菅原財産区	7 人

備考 1 財産区（枚方市菅原財産区を除く。）の区域は、市制町村制（明治 21 年法律第 1 号）の施行の日前の村の区域とする。

2 枚方市菅原財産区の区域は、市制町村制の施行の日前の長尾村及び藤坂村の区域とする。

3 この表において「枚方市津田財産区」とは、市制町村制の施行に伴い設置された財産区をいう。

8 枚方市財産区議会設置条例（昭和 42 年 3 月 14 日条例第 10 号）

財産区議会設置条例（昭和 31 年枚方市条例第 26 号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 295 条の規定に基づき、枚方市の次の財産区に議会を設置する。

津田財産区（市制町村制（明治 21 年法律第 1 号）の施行の日前の津田村の区域を区域とする財産区）

氷室財産区（市制町村制の施行の日前の穂谷村、尊延寺村及び杉村の区域を区域とする財産区）

一部改正 [昭和 56 年条例 29 号・令和 3 年条例第 2 号]

（定数）

第2条 財産区議会の議員の定数は、次のとおりとする。

津田財産区 12 人

氷室財産区 12 人

一部改正 [令和 3 年条例第 2 号]

（任期）

第3条 財産区議会の議員の任期は、4 年とする。

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたため新たに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 258 条及び第 260 条の定めるところによる。

（選挙権）

第4条 財産区の区域内に 3 箇月以上住所を有する者で、枚方市議会の議員の選挙権を有するものは、当該財産区の議会の議員の選挙権を有する。

一部改正 [昭和 55 年条例 16 号]

（被選挙権）

第5条 財産区議会の議員の選挙権を有する者で、年令満 25 年以上のものは、当該財産区の議会の議員の被選挙権を有する。

2 前項の年令は、選挙の期日により算定する。

一部改正 [昭和 55 年条例 16 号]

(選挙人名簿)

第6条 財産区議会の議員の選挙に用いる選挙人名簿は、枚方市議会の議員の選挙に用いる選挙人名簿中の財産区議会の議員の選挙権を有する者に関する部分又はその抄本によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 [昭和 55 年 3 月 27 日条例第 16 号]

この条例は、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 [昭和 56 年 11 月 5 日条例第 29 号]

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 [令和 3 年 3 月 15 日条例第 2 号]

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

【参考】 1 市制町村制（明治 21 年 4 月 25 日 法律第 1 号）

町村制（市制も同趣旨）

第114条 町村内ノ区（第64条）又ハ町村内ノ一部若クハ合併町村（第4条）ニシテ別ニ其区域ヲ存シテ一區ヲ為スモノ特別ニ財産ヲ所有シ若クハ營造物ヲ設ケ其一區限り特ニ其費用（第99条）ヲ負担スルトキハ郡参事会ハ其町村会ノ意見ヲ聞キ条例ヲ発行シ財産及營造物ニ関スル事務ノ為メ区会又ハ区總會ヲ設クルコトヲ得其會議ハ町村会ノ例ヲ適用スルコトヲ得

第115条 前条ニ記載スル事務ハ町村ノ行政ニ関スル規則ニ依リ町村長之ヲ管理ス可シ但区ノ出納及會計ノ事務ハ之ヲ分別ス可シ

【参考】 2 市制町村制理由

市制町村制第 5 章 市町村内特別ノ財産ヲ有スル市区又ハ各部ノ行政

行政ノ便利ノ為メ画シタル区ト一市町村内ニ於テ独立ノ法人タル權利ヲ有スル各部トノ區別アルハ言ヲ俟タス本制ハ一市町村ノ統一ヲ尚フモノニシテ一市町村内ニ独立スル小組織ヲ存続シ又ハ造成スルコトヲ欲スルニアラス然レトモ強テ此原則ヲ斷行セントスルトキハ一地方ニ於テ正当ニ享有スル利益ヲ傷害スルノ恐レアリ故ニ概シテ此旨趣ニ依テ論ス可カラサルモノアリ大市町村ニ於テハ現今既ニ特別ノ財産ヲ有スル部落アリ現今ノ小町村ヲ合併スルトキハ更ニ又此ノ如キ部落ヲ現出ス可シ其部落ハ即チ独立ノ權利ヲ有スルモノト謂フ可シ又他ノ一方ヨリ論スルトキハ市制町村制第 99 条ノ原則ニ依リ其部落ハ義務ヲ負担スルコトアリト雖モ之レカ為メ直ニ別段ノ組織ヲ要スルコトナカル可シ其特別財産又ハ營造物ノ管理ハ之ヲ其全市町村ノ理事者タル町村長又ハ市参事会ニ委任スルモ妨ケナシ（市制第 114 条、町村制 115 条）若シ区長ヲ置クトキハ町村長又ハ参事会ニ於テ区長ニ指揮シテ其管理ノ事務ヲ取扱ハシムコトヲ得可シ尤其一部ノ權利ヲ傷害ス可カラザルハ言ヲ俟タス本制ニ於テ其一部ノ出納及會計ノ事務ヲ分別ス可キモノトスルハ即是カ為メナリ議會ノ職掌ヲ論スレハ（市制自第 30 条至第 35 条、町村制自第 32 条至第 37 条）特別事務ト雖モ總テ之ヲ市町村会ニ委任スルモ妨ケナキ而已ナラス却テ希望ス可キ所ナリ然レトモ地方ニ依リテハ全市町村ト其部落トノ利害ハ互ニ相低触スルコト往々之レアリ其甚シキニ至テハ多数ノ為メニ压抑ヲ蒙ルコトアリ依テ其一部限りノ選挙ヲ以テ特別ノ議會ヲ起シ以テ其議事ヲ委任スルコトヲ得可シ其之ヲ起スノ利害ニ就テハ一般ノ原則ヲ設ケ難キカ故ニ姑ク条例ノ規定ニ任セサル可カラス但此条例ハ固ヨリ普通ノ規定ニ依ル可クシテ特別ノモノニ非スト雖モ其之ヲ設ケ並其事項ヲ定ムルハ市町村会ノ議決ニ任セスシテ之ヲ郡若クハ府県参事会ニ委任セリ何トナレハ利害ノ相低触スルカ為メ偏頗ノ処置アランコトヲ恐ルレハナリ唯市町村会ノ意

見ヲ徴ス可キハ勿論ナル要スルニ区会ハ市町村会又ハ区内人民ノ情願ニ依リ之ヲ設クルヲ当然トス

区会ノ構成ハ本制ニ規定シタル市町村会ノ組織ニ依準シ条例中ニ之ヲ定ム可キモノトス区会ノ職掌ハ市町村会ノ職掌ニ同シ唯其特別事件ニ限ルノミ

【参考】 3 町村制改正法令（明治 44 年 4 月 7 日 法律第 69 号）

第124条 町村ノ一部ニシテ財産ヲ有シ又ハ営造物ヲ設ケタルモノアルトキハ其財産又ハ営造物ノ管理及処分ニツイテハ本法中町村ノ財産又ハ営造物ニ関スル規定ニ依ル但シ法律勅令中別段ノ規定アル場合ハ此ノ限リニ在ラス前項ノ財産又ハ営造物ニ関シ特ニ要スリ費用ハ其財産又ハ営造物ノ属スル町村ノ一部ノ負担トス
前 2 項ノ場合ニ於テハ町村ノ一部ハ其ノ會計ヲ分別スヘシ

【参考】 4 [旧] 町村合併促進法（昭和 28 年 9 月 1 日 法律第 258 号）

第 23 条

4 合併関係町村の相互の間にその有する基本財産の所有について著しい不均衡があり、これを統合して合併町村に属させることが適当でないと認められる特別の事情がある場合においては、地方自治法第 7 条第 4 項〔財産処分についての協議〕の規定による財産処分に関する協議により、合併町村のうち合併関係町村に属していた区域に係る部分が当該財産の全部または一部を有するものとすることができる。

この場合においては、合併町村の当該部分は、同法第 294 条第 1 項〔財産区の意義及びその財産又は営造物の管理処分〕の財産区とする。

【参考】 5 地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日 法律 第 67 号）

第4章 財産区

〔財産区の意義、その財産又は公の施設の管理、処分、廃止〕

第294条 法律又はこれに基く政令に特別の定めがあるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

- ② 前項の財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。
- ③ 前2項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。

〔財産区の議会又は総会の設置及び権限〕

第295条 財産区の財産又は公の施設に関し必要があると認めるときは、都道府県知事は、議会の議決を経て市町村又は特別区の条例を設定し、財産区の議会又は総会を設けて財産区に関し市町村又は特別区の議会の議決すべき事項を議決させることができる。

〔財産区の議会又は総会の組織等〕

第296条 財産区の議会の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項は、前条の条例中にこれを規定しなければならない。

財産区の総会の組織に関する事項についても、また、同様とする。

- ② 前項に規定するものを除く外、財産区の議会の議員の選挙については、公職選挙法第268条の定めるところによる。
- ③ 財産区の議会又は総会に関しては、第2編中町村の議会に関する規定を準用する。

〔財産区管理会の設置及び組織〕

第296条の2 市町村及び特別区は、条例で、財産区に財産区管理会を置くことができる。但し、市町村及び特別区の廃置分合又は境界変更の場合において、この法律又はこれに基く政令の定める財産処分に関する協議により財産区を設けるときは、その協議により当該財産区に財産区管理会を置くことができる。

- ② 財産区管理会は、財産区管理委員7人以内を以ってこれを組織する。
- ③ 財産区管理委員は、非常勤とし、その任期は、4年とする。
- ④ 第295条の規定により財産区の議会又は総会を設ける場合においては、財産区管理会を置くことができない。

〔財産区管理会の権限〕

第296条の3 市町村長及び特別区の区長は、財産区の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止で条例又は前条第1項但書に規定する協議で定める重要なものについては、財産区管理会の同意を得なければならない。

- ② 市町村長及び特別区の区長は、財産区の財産又は公の施設の管理に関する事務の全部又は一部を財産区管理会の同意を得て、財産区管理会又は財産区管理委員に委任することができる。

- ③ 財産区管理会は、当該財産区の事務の処理について監査することができる。

〔財産区管理会の運営等〕

第 296 条の 4 前 2 条に定めるものを除く外、財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。

但し、第 296 条の 2 第 1 項但書の規定により財産区管理会を置く場合においては、同項但書に規定する協議によりこれを定めることができる。

- ② 市町村長及び特別区の区長は、財産区管理会の同意を得て、条例で第 296 条の 2 第 1 項但書に規定する協議の内容を変更することができる。

〔財産区の運営の基本原則〕

第 296 条の 5 財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない。

- ② 財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別区に要する経費の一部に充てることができる。この場合においては、当該市町村又は特別区は、その充当した金額の限度において、財産区の住民に対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることができる。

- ③ 前項前段の協議をしようとするときは、財産区は、予めその議会若しくは総会の議決を経、又は財産区管理会の同意を得なければならない。

〔知事の監督権〕

第 296 条の 6 都道府県知事は、必要があると認めるときは、財産区に事務の処理について、当該財産区のある市町村若しくは特別区の長に報告若しくは資料の提出を求め、又は監査することができる。

- ② 財産区に事務に関し、市町村若しくは特別区の長若しくは議会、財産区に議会若しくは総会又は財産区管理会の相互の間に紛争があるときは、都道府県知事は、当事者の申請に基き又は職権により、これを裁定することができる。

- ③ 前項に規定するものを除く外、同項の裁定に関し必要な事項は、政令で定める。

〔政令への委任〕

第 297 条 この法律に規定するものを除く外、財産区に事務に関しては、政令でこれを定める。

【参考】6 地方自治法施行令（昭和22年5月3日 政令第16号）

第4章 財産区

〔紛争裁定の申請〕

第219条 地方自治法第296条の6第2項の規定により裁定を申請しようとする市町村若しくは特別区の長若しくは議会、財産区の議会若しくは総会又は財産区管理会は、紛争に係る事実その他必要な事項を記載した文書を以てこれをしなければならない。

〔裁定の手續〕

第220条 都道府県知事は、地方自治法第296条の6第2項の規定による裁定をしようとするときは、予め当事者の意見を聴かなければならない。

- ② 都道府県知事は、関係人の出頭を求め、又は当事者若しくは関係人に対し裁定のため必要な記録の提出を求めることができる。
- ③ 都道府県は、条例の定めるところにより、前項の規定により出頭した関係人の要した実費を弁償しなければならない。

〔裁定書の交付〕

第221条 裁定は、文書を以てこれをし、その理由を附けて当事者に交付しなければならない。財産区のある市町村の市町村長又は特別区の区長が当事者でない場合においては、これらの者に対しても、これを交付しなければならない。

〔準用規定〕

第222条 前編第5章の規定は、財産区について準用する。ただし、条例で特別の定を設けることができる。

財産区の手引き

昭和 61 年 11 月 初 版 発 行
平成 30 年 4 月 改 訂 版 発 行
令和 3 年 4 月 改 訂 版 発 行

発行 枚方市 総務部 財産活用課
編集